

覚 書

千歳市立図書館(指定管理者株式会社山三ふじや)(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、千歳市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱
に基づく雑誌購入費用の負担に関し、以下のとおり覚書を締結する。

(選定雑誌購入代金の負担)

第1条 乙は、甲が購入している下記雑誌の購入費用相当分を負担するものとする。

番号	雑誌名	納入業者名
1		
2		
3		

(広告掲載の方法)

第2条 甲は、乙が選定した雑誌の最新号のカバー表面にスポンサー名を、裏面には乙の事業に関する広告
を掲載するものとする。この場合、乙は、広告の内容等については事前に甲に協議するものとする。

(広告の期間)

第3条 広告掲載期間は原則として甲が掲載を決定した月の翌月から3月31日までとする。ただし、期間
満了の3か月前までに、甲乙いずれかの解約の意思表示がない場合は、従前の契約と同一の条件で自動的
に継続するものとし、その後も同様とする。

2 前項ただし書の継続後の広告の掲載期間は、継続前の広告の掲載期間満了日の翌年の3月31日までと
する。

(広告料の支払方法)

第4条 選定雑誌購入費相当分の支払は、甲が指定する口座に振り込むものとする。

2 前項の支払いは一括先払いとする。

3 支払いに必要な一切の費用は、乙の負担とする。

4 乙は、図書館から支払いの請求があった場合は、請求を受けた日から10日以内に雑誌購入費用相当分
を支払わなければならない。

5 乙の選定した雑誌が休刊及び廃刊となった場合は、甲と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えること
ができるものとする。

(広告掲載の責務)

第5条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

(協議)

第6条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲	所在地	千歳市真町2196番地の1	
	名称	千歳市立図書館	
		(指定管理者 株式会社山三ふじや)	
	代表者	館長	⑩
乙	所在地		
	名称		
	代表者		⑩